

学びのR

No. 36 (令和3年2月)
埼玉県教育局南部教育事務所
<https://www.pref.saitama.lg.jp/soshiki/g2201/index.html>

「R」は「reform（改革）」の頭文字です

*** 特別支援教育の視点を通常の学級で生かす *** ～ユニバーサルデザインの視点で授業を構成する～

* 今回は、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業づくりのポイントを紹介します。

なぜ通常の学級に、ユニバーサルデザインの視点が必要なのでしょう？

文部科学省の調査（通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査 H24）によれば、小・中学校の通常の学級において、6.5%の児童生徒が特別な教育的支援を必要としています。通常の学級においてもユニバーサルデザインの視点を生かすことで、だれもが分かりやすい授業を構成することができます。

こんな児童生徒はいませんか？

埼玉県マスコット「コバトン」



先生の指示通りの行動ができない。

こだわりが強い。

授業に集中できない。

感情のコントロールができない。

発達障害の例として、自閉症スペクトラム（ASD）や注意欠陥・多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）などがあります。児童生徒の行動の原因は、このような障害の影響かもしれません。

こんな配慮が考えられます。

1
場の
構造化

2
刺激への
配慮

3
ルールの
確立

4
生活の
見通し

5
授業の
見通し

6
授業の
組み立て

授業づくりの12のポイント

7
板書の
工夫

8
集中・注目
のさせ方

9
指示の
出し方

10
参加の
促進

11
個人差への
配慮

12
学級モラル
の形成

PICK UP! 「障害者差別解消法」と「合理的配慮」

平成28年4月1日から「障害者差別解消法」が施行されました。障害のある人に対して、「合理的配慮」を提供する必要があります。例えば、クールダウン等のための場所を確保する、指示は一つずつ具体的に伝えるようにする、といった配慮が考えられます。詳細は、「障害者差別解消法・合理的配慮に関する参考資料」（埼玉県教育委員会 特別支援教育課のホームページに掲載）をご覧ください。

※具体例は裏面です。

12のポイントのうち、いくつかの具体例を紹介します。

埼玉県マスコット「さいたまっち」

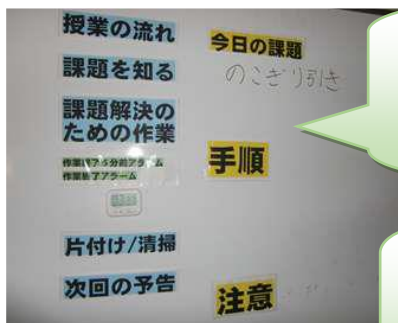


1 場の構造化



先生の口頭での指示で行動できない児童生徒には、食器の並べ方を写真で示すことが有効です。清掃用具入れの整理にも有効な方法です。

何を提出するか、明示することで、指示がなくても提出できます。



授業に集中できない児童生徒には、本時の授業の流れを示すことで、その時間に何をやるのかが分かりやすくなります。時間も書いておくと有効です。

5 授業の見通し

授業に一定のパターンがあると、安心して臨めます。

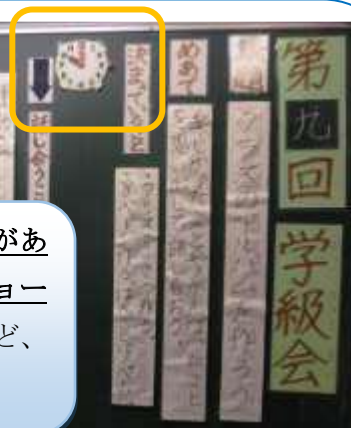


6 授業の組み立て

7 板書の工夫

「課題」や「めあて」が簡潔・明快に示されています。話し合う時間が明示されており、わかりやすいです。

学校に在籍する男子の5%、女子の0.2%に色覚異常があると言われています。白や黄色など分かりやすい色のチョークを使うと識別しやすいです。アンダーラインや囲みなど、色以外の情報も効果的に活用します。



県立総合教育センターのHPには、通常の学級でも使える指導法がたくさん掲載されています。また、特別支援学級や通級指導教室を初めて担当する先生にも参考になる資料があります。ぜひご覧ください。



引用 「小・中・高等学校及び特別支援学校におけるユニバーサルデザインの視点を取り入れた授業実践に関する調査研究（最終報告）（平成24年 県立総合教育センター）」から引用して作成

「学びのR」はこちらからも御覧いただけます！

